

○古河市子ども・子育て会議条例

平成25年9月20日

条例第32号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）
第77条第1項の規定に基づき、古河市子ども・子育て会議（以下「子ども・
子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例に
よる。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に規定する事務を処理
する。

2 前項に規定するもののほか、子ども・子育て会議は、市長の諮問に基づ
き、本市における子ども・子育て支援に関する施策について調査審議を行
う。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内に居住する保護者
- (2) 福祉、教育等に関する活動を行う団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 公募に応じた市民

2 委員の委嘱期間は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の
委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうち

から互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、古河市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年条例第36号）の定めるところによる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に開かれる子

ども・子育て会議の会議は、市長が招集する。

(古河市保育行政懇談会設置条例の廃止)

3 古河市保育行政懇談会設置条例(平成17年条例第98号)は、廃止する。

(古河市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

4 古河市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年条例第36号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略